

各評定段階基準(案)

1. 法令等遵守態勢

A :

法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B :

法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点については、金融機関としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応もなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守態勢となっている。経営陣による法令等遵守態勢への取り組みも不十分なものとなっており、金融機関としての業務の適切性等に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D :

法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、金融機関としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、または、そのような法令等違反が発生している状況にある。

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法 令 等 遵 守 態 勢 の チェック項目に係る説明			
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機能としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等遵守態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や他の取締役による牽制機能の発揮状況等については、取締役会等における議論の内容を踏まえ、評価を行う必要があることに留意すること。 なお、評価に当たっては、支店長会議等において示されている代表取締役による法令等遵守態勢の確立に向けた取組姿勢、役員等が法令等違反に関与している場合における他の取締役による牽制機能の発揮状況、法令等違反の発生が認識された際の取締役会における議論の内容を議事録等によって確認したうえで行うこととする。 ● 法令等遵守に係る基本方針及び遵守規準は、金融機関の規模や特性を踏まえ、実効性のあるものとなっている必要があるが、検証に当たっては、金融機関の経営判断にかかる部分については、過度に立ち入ることがないよう留意すること。 なお、評価に当たっては、基本方針及び遵守基準において、例えば、反社会的勢力に対する厳格な姿勢、マネー・ローンダリングの防止や顧客情報の流出防止等が明確に定められ、当該金融機関の業務の実情に適った実効的な内容となっているかに着目して行うものとする。 ● 委員会等設置会社形態が採用されている場合には、その組織形態を採用していること自体に着目するのではなく、実効性の伴う監査態勢が確保されていることが重要であることに留意すること。 なお、評価に当たっては、委員会等設置会社に移行するに際しての理由・背景等を踏まえ、当該金融機関の企業風土に適ったものとして実効的な監査機能が確保されているかに着目して行う。 ● 当局検査や当局に対する報告・届出に対して、経営陣が真摯な姿勢で、適切な対応の確保を図っているかに着目して評価を行う。
	2. 取締役会議事録等の整備	2. 取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	◎		
	3. 監査役会等の機能	3. 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。） (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。	◎		

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法 令 等 遵 守 態 勢 の チェック項目に係る説明			
		(6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。			
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	4. 基本方針等の存在チェック (1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考：省略〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等（海外拠点を含む。）に備え置いているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。	◎	経営陣による統制	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	5. 「取締役の意義」の確認 (1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。 ③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。	◎		
Ⅱ. 法令等遵守すべき事項（行動規範）の規定・整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したものを。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）を策定しているか。また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのⅤ. に掲げる内容を含むものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニ			内部管理

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
		<p>「マニュアル」は、前記〔参考：省略〕「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。</p>	○		
Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。）の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p>	◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 「コンプライアンス・プログラム」については、金融機関の企業風土等を踏まえつつ、社会環境や経済環境を反映した実効性のある計画であることが重要。 また、その策定・実行に当たっては、経営陣が積極的に関与し、実効性を確保することが重要。「コンプライアンス・プログラム」の内容に具体性が欠けるものや実施に移されていない場合には、その要因を把握し、経営陣の認識を確認するものとする。
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>② 各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>③ 不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>① 統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、</p>			

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目
 (注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
		<p>問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>② 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>④ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策を講じているか。なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p> <p>(7) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。（また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。）</p>	○	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに、着眼すること。 ● 体制・人員配置等に係る検証に当たっては、当該金融機関の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかに、着眼すること。

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
		③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。			
IV. 法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況 (1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集（商法259条） ロ. 監査役への報告（商法274条ノ2） ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止（商法275条ノ2） ロ. 取締役会の招集（商法260条ノ33項・4項） ハ. 取締役会への報告（商法260条ノ32項） ニ. 株主総会に対する意見報告（商法275条） ホ. 監査報告書への記載（商法281条ノ32項10号） (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。 (7) 制裁（懲罰）規定を整備しているか。また、制裁（懲罰）規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。 (8) 一定規模以上のリスクのある営業部門（含む営業店等）には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。 (9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。 (10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。	◎	経営陣による統制	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反に対する対応策及び改善策については、違反の発生原因・背景を踏まえた、厳格かつ実効性のある再発防止策の策定が重要。厳格性に欠け、弥縫策に留まっているような場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な対応策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 また、法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を欠いているものについては、経営陣の関与の有無、隠蔽等の事実の発覚の経緯を勘案して評定を行う。 なお、不良債権額の不正確なディスクロージャーが認められる場合には、その意図性を確認して評定を行う。

※網掛け部分は、経営陣による統制に係る項目

法令等遵守態勢

(注1)：【評定上の優先度】◎最優先項目 ○優先項目 △それ以外の項目

(注2)：ガバナンス上の位置付け

検 査 マ ニ ュ ア ル			(注1)	(注2)	評 定 に お け る 着 眼 点
項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
V. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要等	【省略】	△	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融検査マニュアルにおいて列挙されている法令は、あくまでも例示であり、その他の法令等に違反する場合においても、違反の原因・背景、当該金融機関の経営に及ぼす影響等、を踏まえた評定を行う必要があることに留意すること。
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣が率先垂範して、実効性ある改善策の策定・実行に取り組むことが重要。弥縫策に留まっている場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握し、評定を行う。 ● 本項目に対する評価は、今回検査における指摘事項に対して金融機関による自主的な対応が期待できるかを判断する際の一要素となる。